

静岡県人事委員会は、管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1329

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-661）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 6 条関係）
（ 年 月分）

管理職員特別勤務実績簿

職 名		氏 名		管理職手当の区分	級 種
-----	--	-----	--	----------	-----

従事年月日	勤務時間	従事時間数		従事日時の区分				勤務をすることが 必要であった理由	振 替 え の で き な い 理 由
				週休日等の勤務 (支給割合)		平日深夜の勤務 (支給割合)			
勤務の内容				100分 の100	100分 の150	100分 の100	100分 の150		
年 月 日	時 分から 時 分まで	時間	分						
	(うち休憩時間) 時 分から 時 分まで								
年 月 日	時 分から 時 分まで	時間	分						
	(うち休憩時間) 時 分から 時 分まで								
年 月 日	時 分から 時 分まで	時間	分						
	(うち休憩時間) 時 分から 時 分まで								

確認者職氏名

- 備考
- 1

「勤務の内容」欄には、従事する業務の内容を具体的に記入すること。
- 2

「従事時間数」欄には、分まで記入すること。
- 3

「従事日時の区分」欄には、週休日等の勤務又は平日深夜の勤務のいずれか該当する欄に○印を付すること。なお、従事時間が6時間以下の場合は「100分の100」の欄に、6時間を超える場合には「100分の150」の欄に記入すること。
- 4

「勤務をすることが必要であった理由」欄には、当該勤務を週休日等又は平日深夜にやむを得ず勤務した理由を具体的に記入すること。
- 5

「振替えのできない理由」欄には、週休日等の勤務の場合に、当該勤務について週休日の振替え又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日の代休日の指定ができない理由を具体的に記入すること。
- 6

確認者職氏名は、所属長又はその委任を受けた者を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により作成されている実績簿は、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の様式により作成されたものとみなす。
- 3 改正前の規則の様式は、当分の間、調整して使用できる。